

介護職員等特定処遇改善加算(見える化要件)

「介護職員の人材不足に対し、介護人材確保のための取組をより一層進めるため、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、2019年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。当法人もこの加算を算定しております。

算定要件として、

- ・ 処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを算定していること
- ・ 職場環境等要件として職員の「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分ごとにと取組を行っていること
- ・ 特定加算に基づく取組について、ホームページ等への掲載により公表していること

上記3つの要件を満たしている必要があり、「見えるか要件」に基づき賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組を公表させていただきます。

分類	職場環境要件項目	法人としての取組
資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援やより、専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資格取得のための講習等の休み確保を優先</li> <li>・ 資格取得(喀痰吸引)に係る受講費負担</li> <li>・ 外部研修への参加</li> </ul>
労働環境・処遇の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター制度等導入</li> <li>・ 雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実</li> <li>・ 介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入</li> <li>・ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経験が浅い職員に対して定期的な介護技術の確認を行う</li> <li>・ 安全衛生管理者を中心に定期的に安全衛生委員会を開催</li> <li>・ 有休休暇取得の推進</li> <li>・ リフトを使用した抱えない介護(ノーリフト)を実践</li> <li>・ 事故時の対応マニュアルを作成し、事故が生じた際には事故報告を作成し、職員間で検証、情報共有を行う</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい者を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮</li> <li>・ 非正規職員から正規職員への転換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がいの状況に応じて適宜フォローを行う</li> <li>・ 能力のある職員を正規職員への登用</li> </ul>

## 加算取得状況

- ・ 特定処遇改善加算Ⅰ 取得事業所
  - ・ 特別養護老人ホーム 光薫寺ビハラー 従来型
  - ・ 特別養護老人ホーム 光薫寺ビハラー ユニット型
  - ・ 光薫寺ビハラーショートステイ
  - ・ 光薫寺ビハラーショートステイ 空床型
  - ・ 光薫寺ビハラーデイサービスセンター
  - ・ 光薫寺ビハラーデイサービスセンター 総合事業
  - ・ 青葉デイサービスセンター
  - ・ 青葉デイサービスセンター 総合事業
- ・ 特定処遇改善加算Ⅱ 取得事業所
  - ・ ビハラー豆田 認知症共同生活介護
  - ・ ビハラー豆田 小規模多機能型居宅介護

上記の内容に取組み特定処遇改善加算を取得しております。